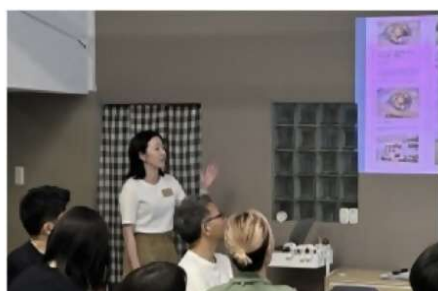


令和9年度
総社市市民提案型事業
実施事業応募要領

あなたの「まちづくり」を応援します！！



総社市市民提案型事業審議会

目次

	ページ
1 はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2 応募できる団体・・・・・・・・・・	2～3
3 募集テーマ・・・・・・・・・・	4
4 対象事業の要件・・・・・・・・・・	5
5 補助の対象にならない事業・・・・・・・・	5
6 対象事業の区分と補助率・・・・・・・・	6
7 補助の対象になる事業費・・・・・・・・	6
8 補助の対象にならない事業費・・・・・・・・	7
9 応募に必要な書類・・・・・・・・・・	7～8
10 応募方法・・・・・・・・・・	8
11 事前説明会・・・・・・・・・・	9
12 審査方法・・・・・・・・・・	9
13 審査基準・・・・・・・・・・	10
14 補助金の交付について・・・・・・・・	10
15 事業の進め方・・・・・・・・・・	10
16 事業の周知・・・・・・・・・・	11
17 事業終了後の手続き等・・・・・・・・	11
18 活動発表・・・・・・・・・・	12
19 情報公開・・・・・・・・・・	12
20 関係書類の整理・保管・・・・・・・・	12
21 事業の流れ・・・・・・・・・・	13

【資料】

Q & A・・・・・・・・・・	14～19
応募書類記入例・・・・・・・・・・	20～31
実績報告書様式・・・・・・・・・・	32～34
令和8年度採択事業紹介・・・・・・・・	35～37

この補助事業は、総社市議会における令和9年度当初予算の
成立を条件とするものです。

市民提案型事業は

✦ 初めの一步を応援！

✦ 今の挑戦をサポート！

自立した持続可能なまちづくりを目指す！

1 はじめに

人口減少・少子高齢化・ライフスタイルの変化などにより、価値観やニーズの多様化が進み、地域には様々な課題が発生しています。これらの課題解決のために、行政の取組とあわせて、**市民活動団体等** ※¹ が行政と連携・協力しながら行う「協働のまちづくり」がこれまで以上に必要となります。

総社市では、平成26年度から、効果的な地域課題の解決や市民活動の活性化を目的として、市民活動団体等が地域課題の解決等に向けて、自主的、主体的に企画立案、実施する**公益性のある事業** ※² について補助金を交付する「市民提案型事業」を設けています。

この補助金は、地域の課題解決や魅力づくりにつながる活動の「**初めの一步**」や「すでに取り組んでいる活動のより一層の**充実・発展**」を**応援**します。

将来的には**団体が自立して**事業を継続できるような運営体制を築いてもらいます。

これによってまちづくりを**市民主体で進めていくための「公共の担い手」**を創出し、**官民協働の推進**を目指しています。

※1【市民活動団体等】

特定非営利活動法人(NPO 法人)、ボランティア団体、学生団体、地域自治組織、その他まちづくり・地域づくり活動に取り組んでいる団体。

※2【公益性のある事業】

市民活動団体等が自主的に公益(不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること。)に貢献する活動で、地域課題の解決や改善に向け、営利を主たる目的としない事業。

2 応募できる団体

団体の部門は2部門あり,【一般部門】と【ジュニア部門】です。

ジュニア部門は令和7年度から新しく設けた部門で,中学生・高校生が対象です。

次の要件を満たす団体は,事業に応募することができます。

「団体」は法人,自治会,任意のグループなどで,形は問いません。

【一般部門】 右記の①～⑤の要件をすべて満たし,かつ次の要件を満たすことを条件とします。 ・5人以上で構成されていること。 ・実施する事業が令和10年3月末日までに完了すること。	① 総社市内で事業を実施可能で,かつ,事業を完遂する見込みがあること。
【ジュニア部門】 右記の①～⑤の要件をすべて満たし,かつ次の要件をみたすことを条件とします。 ・事業を実施する構成員が18歳以下の者のみで,かつ,3人以上で構成されていること。 ただし,事業実施年度の前年度の3月31日現在において12歳以上17歳以下の者であること。 ・事業を実施する構成員とは別に18歳以上の代表者(保護者等)を置くこと。 ・実施する事業が令和9年9月末日までに完了すること。	② 代表者が明らかであること。 ③ 営利のみを目的としないこと。 ④ 政治的活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。 ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の統制下にある団体ではないこと。

なお,年度内の提案は**1団体につき原則として1事業まで**であり,

同一補助事業への補助金の交付は,**5回を限度**とします。

ジュニア部門 とは？

18歳以下の若い世代の団体が主体となって
企画・立案, 実施する 公益性のある活動を対象とします。

令和7年度から, 新たにジュニア部門を設けて, 若者のチャレンジを支援しています。

地域づくりを担う人材育成と若者の地域活動への定着を目指します！

若い皆様の自由な発想で, 地域課題の解決や魅力的なまちづくりを
しましょう！！



3 募集テーマ

市民活動団体等が**総社市内で自発的かつ自立的に**実施する活動で

公益性がある活動を対象としています。

募集テーマは特に指定していません。

皆様の自由な発想と行動力を活かし、地域課題の解決や魅力的なまちづくりを行うための提案をお待ちしております。

～例えばどんな事業があるの？～

- 人口減少社会へ対応するための移住促進や関係人口の増加につながる事業
- 地域の防災意識を高めるための事業
- 地域の交流のためのイベントを実施する事業
- 地域の文化、歴史を保存し、発信していく事業
- 地域の伝統行事を後世へ継承させるために、PRしていく事業
- 多文化共生を推進する事業
- 子育てに関する知識を深めるための講演会やワークショップを開催する事業

～ 過去にはどんな事業が採択されたの？ ～

☐ 総社市公式ホームページ＞くらし・手続き＞市民活動・コミュニティ＞協働＞【手続き・申請・証明】総社市市民提案型事業

過去の採択団体一覧や、事業実施報告などが見られます！！



令和8年度の採択事業は
35～37 ページにも載せているよ！



4 対象事業の要件

次に掲げる要件を満たすものが補助の対象になります。

- (1) 申込団体が自発的かつ自立的に実施する総社市内の公益活動
- (2) 総社市の地域課題の解決や改善につながる事業
- (3) 次の要件をすべて満たすもの。
 - ① 申込団体が実施主体となる事業
 - ② 当該年度内に実施する事業
 - ③ 同一年度内に他の補助金等を受けていない事業
 - ④ 原則として総社市内で実施する事業

利益が発生した場合は、地域への還元を行うこと。

5 補助の対象にならない事業

営利のみを目的とした事業	「公益的」な事業が対象です。 ただし、団体が活動を継続していくために、必要な経費を賄う利益収入は認めます。
特定の個人や団体のみが利益を受ける事業	
宗教、政治、選挙活動に関する事業	
施設等の建設又は整備を主たる目的とする事業	事業には継続性や発展性が求められます。
法・条例等に違反する事業	事業に対する補助金は、市民の皆様の税金で賄われます。 法・条例等に違反するものや公共の秩序を乱すものは当然に対象になりません。
公序良俗に反する事業	
実施主体が個人である事業	団体が実施主体となることが必須要件です。

次のいずれかに該当すると認められた場合は、交付決定を取り消し、または補助内容を変更して補助金を一部又は全額返還していただきます。

- (1) 必要な届出・報告を怠ったり、虚偽の届出・報告をしたとき
- (2) 補助金を交付目的以外に使用したとき
- (3) 対象となる団体の要件を満たさなくなったとき
- (4) 交付した補助金に残金が生じたとき

6 対象事業の区分と補助率

部門	補助金額・補助率
一般部門	【補助金額】 上限50万円(千円未満は切り捨て) 【補 助 率】 補助対象事業費の10分の10以内
ジュニア部門	【補助金額】 上限10万円(千円未満は切り捨て) 【補 助 率】 補助対象事業費の10分の10以内

7 補助の対象になる事業費

対象となる事業費は、事業実施に直接必要と認められる経費です。
(交付決定日～事業終了日までに支払った経費に限ります。)

項 目	対象となる事業費の例
報 償 費	外部の講師・指導者等への謝礼
人 件 費	アルバイト, 事務担当者等のスタッフの経費 <u>※補助金額の3割以内</u>
旅 費	外部の講師・指導者等の活動場所までの交通費や宿泊費の実費 構成員の視察等に必要な交通費や宿泊費の実費 <u>※日時・交通機関・経路・運賃等を明確にしてください</u> 上限 宿泊費 13,000 円/日
消 耗 品 費	事務用品・用紙等1点1万円未満の物品の購入代
原 材 料 費	材料・資材の購入代
食 糧 費	お茶代(会議, 事業実施に必要不可欠と認められるもの。), 講師の弁当, ワークショップでの茶菓子
印 刷 製 本 費	チラシ, ポスター, パンフレット, 看板等の作成費用, 資料印刷代
燃 料 費	灯油代, ガソリン代
光 熱 水 費	電気, ガス, 水道料金
通 信 運 搬 費	郵便代, 送料
手 数 料	口座振込手数料, クリーニング代
保 険 料	事業実施に伴い加入する保険料(ボランティア保険等)
使用料・賃借料	会議・イベントで使用する施設使用料, 物品の賃借料 <u>※施設使用料については, 事前に各施設へ御確認ください。</u>
委 託 料	専門知識・技術を要する業務の委託費用
備 品 購 入 費	事務用器具等1万円以上の物品 <u>※補助金額の3割以内</u>
そ の 他 経 費	その他活動に必要と認められる経費

8 補助の対象にならない事業費

次のような事業費は対象となりません(一例です。)

- ・参加者のお弁当などの食糧費(「食糧費」で定められたものを除く。), 記念品代, 土産代
※参加者の適正な実費負担が原則
- ・団体の経常的な運営に要する経費
- ・団体の構成員に対する賃金(「人件費」事務担当者等のスタッフの経費を除く。)
謝礼・弁当代
- ・事業実施期間外に支払った経費
- ・使途や支払い年月日が不明なもの
- ・団体が支払ったことが確認できない経費

9 応募に必要な書類

次の書類に必要な事項を記入の上, 募集期間内に必要書類を提出してください。

書類はパソコンで作成してください。

部門	提出書類
一般部門	(1) 事業申込書(一般部門) (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 団体概要書(一般部門) (5) 資格要件に関する誓約書(一般部門) 所定の様式 (6) 団体の会員名簿(任意様式) (7) 団体の定款, 規約, 会則またはこれに代わるもの(任意様式) (8) 申込団体の前年度活動報告書及び決算書(任意様式) (9) その他, 活動概要がわかる資料(チラシ・新聞記事等) ※(1)～(6)は提出が必須です。 ※(7)～(9)は必須ではありませんが, 可能な範囲で用意してください。
ジュニア部門	(1) 事業申込書(ジュニア部門) (2) 事業計画書 (3) 収支予算書 (4) 団体概要書(ジュニア部門) (5) 資格要件に関する誓約書(ジュニア部門) 所定の様式 (6) その他, 活動概要がわかる資料(チラシ等) ※(6)は必須ではありませんが, 可能な範囲で用意してください。

様式ダウンロード先



- ☐ 総社市公式ホームページ＞くらし・手続き＞市民活動・コミュニティ＞地域交流・コミュニティ＞まちづくりに関する申請書＞総社市市民提案型事業

10 応募方法

【募集期間】

令和8年9月25日(金)午前8時30分

～令和8年11月25日(水)午後5時15分

【応募先】

総社市役所 あたたか市民部 人権・まちづくり課（市役所3階）

（郵送の場合は、当日消印有効）土日祝または午前8時30分以前・午後5時15分以降は、宿直窓口（市役所南玄関）を御利用ください。

ただし、**最終日11月25日(水)は、午後5時15分で締め切り**とします。

メールでの提出は、下記問い合わせ先のアドレスにお送りください。

【問合せ先】

総社市役所 あたたか市民部 人権・まちづくり課

TEL:0866-92-8242

E-mail:jinken-machi@city.soja.okayama.jp

※メールで提出された場合は、人権・まちづくり課

まで到着確認のお電話をお願いします。

1 1 事前説明会

次のとおり本事業の説明会を実施します。

【日程】

・第1回 令和8年9月16日(水) 午後7時から

・第2回 令和8年9月17日(木) 午前10時から

【場所】

総社市役所6階 603会議室

※どちらか都合の良い日に御参加ください。

※後日、総社市公式ホームページに応募要領の解説動画を載せる予定です。

1 2 審査方法

事業の審査は、市民提案型事業審議会(以下「審議会」とする。)において行います。

(1)一次審査(書類審査)

申込団体について、事業計画書等の内容及び事業担当課の意見を参考に、審議会が審査を行います。一次審査の結果は提案団体の代表者に通知します。

(2)二次審査(プレゼンテーション審査)

提案団体が事業内容のプレゼンテーション(公開)を行い、審議会との質疑応答を行います。

プレゼンテーションでは、計画、企画案、見積もり、実績見込を説明してください。

プレゼンテーションを行わない場合は、取り下げとみなします。

(3)採択事業の決定

審議会は審査基準に基づき、一次審査・二次審査の結果を踏まえて選考します。

審議会の選考結果を基に、市長が採択の可否を決定し通知します。

※申込団体の利害関係者に該当する委員は、該当する団体の審査を行いません。

※二次審査の選考結果は、補助金の交付を約束するものではありません。

1 3 審査基準

次の審査項目に基づいて審査します。

審査項目	
公益性	制度の目的に合致し、事業の成果は多くの市民の利益につながるものか
合理性	課題を解決する手法として合理的か
事業の適格性	予算の積算が適切で、課題が市民のニーズに沿ったものか、対象が限定的でないか
先進性・先駆性	発想や着眼点に先駆性や独創性が感じられるか
協働性	多様な担い手との連携が十分図れているか
継続性・発展性	事業の継続や新たな展開への発展が期待できるか
自発性	自発的に事業に取り組む姿勢や意欲が感じられるか
実現性	事業が着実に実行できる計画や組織が認められるか

1 4 補助金の交付について

補助金の交付が決定した団体には、概算で10割の補助金を振り込むことができます。
交付決定した団体で、概算払を希望する場合は、団体名義の口座を御用意ください。
団体名義の口座が用意できない場合は、代表者の個人口座でも構いませんが、委任状が必要になるため、事前に人権・まちづくり課に御相談ください。

1 5 事業の進め方

補助金の交付が決定した団体には、交付決定金額に基づいて補助事業を実施していただき、終了後には事業報告書類(事業内容及び収支精算)を提出していただきます。

一般部門は、事業期間内に中間報告をしていただきます。円滑な事業実施のため、進捗について報告する中間報告会を開催します。

**事業内容等に変更が生じる場合は、
速やかに「補助金交付変更・中止(廃止)承認申請書」を
人権・まちづくり課へ提出してください。**

16 事業の周知

事業を広く市民に周知するために御協力ください。

イベントや講演会などのチラシ等を作成される場合は、

「令和9年度 総社市市民提案型事業」と明記してください。

市の広報紙等に掲載するため、事業に関する原稿の寄稿をお願いすることがあります。

また、事業内容をまとめた展示物の作成をお願いし、市役所に掲示します。

17 事業終了後の手続き等

補助対象事業が終了した時は、提出期限までに以下の書類を提出してください。

(1)提出書類

- ①総社市市民提案型事業実績報告書(様式第5号)
- ②事業報告書
- ③収支精算書
- ④補助対象事業費に係る領収書の写し
- ⑤実施状況の写真
- ⑥その他参考となる資料(ポスター、チラシ、資料等の補助金で制作した成果品)

(2)提出期限

部門	実績報告書等提出期限
一般部門	事業完了後30日以内又は 令和10年3月31日(金)のいずれか早い日まで
ジュニア部門	事業完了後30日以内又は 令和9年9月30日(木)のいずれか早い日まで

(3)補助金額の確定

- ①提出された実績報告に関する書類を基に、事業が適正に行われたか、対象経費の支出は適正かなどを審査し、補助金の額を確定します。
- ②確定した補助金額は、文書で通知します。

既に交付している補助金額が

確定額を超えている場合は、差額を返還していただきます。

18 活動発表

事業の成果を広く市民の方々に周知するとともに、補助事業の成果を客観的に評価し、継続の可否を審査することを目的に、事業報告会を開催します。
その他、本事業周知のため、展示物の作成などの協力をお願いすることがあります。

19 情報公開

提出書類等は個人情報に関する部分を除き、情報公開の対象となります。また、二次審査のプレゼンテーション、中間報告会及び事業報告会は原則公開で実施するとともに、提出資料を資料として配布します。

提出物は著作権や肖像権に配慮し、あらかじめ関係者に許可を取るなど、団体の責任を持って対応してください。

20 関係書類の整理・保管

対象事業に関する収入及び支出を明らかにした帳簿、その証拠書類等(領収書等)は整理し、いつでも見られるようにしておいてください。

帳簿・証拠書類等は、事業終了後5年間は保管してください。

(例:令和9年度に実施する事業は、令和15年3月末までは保管)

21 事業の流れ

スケジュール	一般部門	ジュニア部門	内容
令和8年 9月	説明会		応募希望団体を対象に説明会を実施 ・令和8年9月16日（水）午後7時～ ・令和8年9月17日（木）午前10時～
10月 11月	募 集		募集期間 令和8年9月25日（金） ～令和8年11月25日（水）
12月 令和9年 1月	【上旬】 ヒアリング		人権・まちづくり課によるヒアリングを実施
	【12月下旬～1月】 一次審査		
2月	【2月中】 二次審査		審議会において書類審査を実施
3月	【上旬】 採択決定		プレゼンテーション（公開）を実施 審査結果を踏まえて、補助事業採択の可否、 補助予定額を決定し、通知 補助金交付申請書に必要書類を添付し、 人権・まちづくり課に提出してください。
	交付申請		
4月	交付決定⇒事業開始		申請書に基づき、交付決定。 事業を開始してください。 概算払を希望する団体には、概算で10割の 補助金を交付することができます。
	補助金の請求・交付		
5月	事業実施		事業内容に変更がある場合は、変更申請が必要 事業の実施期間 【一般部門】 令和10年3月31日まで 【ジュニア部門】 令和9年9月30日まで
6月			
7月			
8月			
9月	事業実施	実績報告	<中間報告> 中間報告会（公開）を実施 <展示物の作成> 事業の成果の周知・事業の広報のために展示物 を作成し、展示します。 <実績報告> 実績報告書に必要書類を添付し、人権・まち づくり課に提出してください。 <補助金の請求・交付> 補助金額を確定し、補助金の精算を行う <事業報告> 実施事業の内容や成果・問題点などの報告会 （公開）を実施
10月	中間報告 展示物作成	補助金の請求・交付 事業報告 展示物作成	
11月	事業実施		
12月			
令和9年 1月			
2月			
3月	実績報告		
4月	補助金の請求・交付		
5月	事業報告		

令和 9 年度

総社市市民提案型事業

Q & A

市民提案型事業って
どんな事業かな？



1 応募について

Q1 市民活動団体等とはどのような団体？

- A. 特定非営利活動法人(NPO 法人), ボランティア団体, 学生団体, 地域自治組織(町内会等), その他まちづくり・地域づくり活動に取り組んでいる団体です。

Q2 ジュニア部門の対象は？

- A. 18歳以下の方のみで, 3人以上で構成されている団体が対象です。
なお, 事業実施年度中に12歳以上18歳以下であることが条件です。
また, 事業を実施する構成員とは別に18歳以上の代表者を置いてください。

Q3 公益性のある事業とはどのような事業？

- A. 市民活動団体等が自主的に公益(不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与すること。)に貢献する活動で, 地域課題の解決や改善に向け, 営利を主たる目的としない事業です。

2 交付条件

Q4 団体構成員は総社市民でないといけない？

- A. 総社市内で事業を実施可能で, かつ, 事業を完遂する見込みがあれば, 総社市民でなくても応募できます。

Q5 他の補助金も同時に受けてもいい？

- A. 同一年度内に他の補助金(国や県など)を受ける場合, 本補助金の交付を受けることはできません。
ただし, 市民提案型事業に応募する事業とは全く異なる事業で, 経費の切り分けが可能な場合は, 団体として他の補助金を受けていても問題ありません。その際は, 事前に人権・まちづくり課まで御相談ください。

Q 6 必ず上限額の予算で申請しなくてはならない？

- A. 補助金額の上限は、一般部門は50万円、ジュニア部門は10万円ですが、
必ずしも上限額で申請する必要はありません。
補助対象事業費(千円未満は切り捨て)の金額で申請してください。

Q 7 補助金は最大何年まで受けられる？

- A. 同一事業への補助金の交付は**最大5年間まで**としています。
ただし、審査は毎年行うので、自動的に5年間の交付が約束されるわけではありません。

Q 8 古民家の改修も対象事業に当てはまりますか？

- A. 古民家の改修も対象事業に該当しますが、**改修が目的ではなく、改修後にどのような活動を計画しているのか、それによってどのような地域貢献・活性化が見込まれるのか**といった点が、審査の際に重要となります。

3 補助金について

Q 9 事業実施に向けて予め購入していた物品も補助の対象になる？

- A. **交付決定日以前に支払った経費については、補助の対象となりません。**
領収書の日付には十分御注意ください。

Q 10 団体の構成員の昼食代は補助の対象となる？

- A. **団体の構成員の昼食代は、補助対象となりません。**
ただし、外部講師やボランティアスタッフに対する軽微な昼食代は認められます。また、団体の構成員であっても、会議や野外作業の際のお茶代は補助対象となります。

Q 11 講師に謝金を支払うけど領収書をもらうの？

- A. **領収書をもらってください。**
謝金の授受確認のために必要です。なお、団体の構成員が講師をする場合は、補助対象となりません。

Q12 物品の購入や業者委託は、総社市内の業者だけ？

A. 市内の業者に限定する必要はありません。

経費を抑えるためや商品の性質上、インターネット通販での購入になっても、問題ありません。

ただし、**事業報告の際に領収書等の提出が必要**となるので、各通販サイトで提示される領収書やページの画面を印刷するなどしてください。

Q13 1万円未満の机や椅子を購入する場合、備品購入費になる？

A. 1個あたりの単価が1万円未満であれば、消耗品費として計上してください。

備品購入費は補助金の3割以内(補助金50万円の場合は、15万円まで)という制限があるので注意してください。3割を超えてしまう場合は、団体から支出するかレンタルやリースなどで対応するようにお願いします。

4 申込書提出・審査について

Q14 申し込みに必要な書類は？

A. (1)事業申込書のほか、(2)事業計画書、(3)収支予算書、(4)団体概要書、(5)資格要件に関する誓約書の提出を求めています。その他、必須ではありませんが、提出を推奨する書類があります。審議会では、提出された書類をもとに一次審査を行います。

一般部門、ジュニア部門それぞれの提出書類の詳細は7ページを御覧ください。

Q15 申し込み時点では、物品や材料費など金額が確定していません。

収支予算書はどうしたらいい？

A. 備品の購入や委託料等に関しては、**予め見積もりをとって**収支予算書を作成してください。(見積書の提出までは求めています。)軽微な事務用品や材料費などに関しては、概算で積算した金額を予算書に記入していただければ大丈夫です。その際は、具体的にどのような商品を購入する予定かを内訳の欄に記入してください。記入がない場合、提出後に事務局から聞き取りをする場合があります。

Q16 二次審査（プレゼンテーション）はパワーポイントの発表？

A. **発表方法は自由**です。パワーポイントでの発表だけでなく、模造紙に書いたものを準備したり、衣装を着て紹介したりと自由に発表していただいても大丈夫です。

Q17 採択される団体数は？

A. **令和9年度の予算の範囲内での採択**となりますので、団体数については決まっています。参考に、令和6年度は一般部門10団体が採択されています。令和7年度は一般部門8団体、ジュニア部門3団体、令和8年度は一般部門9団体、ジュニア部門1団体が採択されています。なお、ジュニア部門は令和7年度からの新設部門で、予算の範囲内で若干数の採択を想定しています。

Q18 申込書の提出は郵送やメールでも大丈夫？

A. **郵送やメール提出でも構いません。**
メールで提出された場合は、人権・まちづくり課まで到着確認のお電話をお願いします。

Q19 採択の結果はいつ？

A. **3月上旬頃には団体の皆様に採択の結果を通知**する予定です。
採択通知が届いた団体には、「補助金交付申請書」を提出していただきます。これに基づいて、交付決定となりますので、交付決定日以降に事業実施(物品の購入等)を開始してください。

5 採択後について

Q20 補助金はいつ振り込まれる？

A. **4月1日以降に、概算払請求書を提出していただければ、御指定の口座にお振込み**します。請求書の提出から概ね2週間程度で振り込まれます。
(請求日は「4月1日」以降となります。)

Q21 振込口座の名義人と団体の代表者が違っていい？

A. **団体の代表者から、口座の名義人への委任状があれば可能**です。基本的には、団体の代表者の口座へ振り込みさせていただきますが、委任状を書いただければ、別の口座の方へ振り込むことは可能です。

Q22 予算より経費がかかったら補助金額を増額してもらえる？

A. 事業を実施していくなかで、予算より経費がかかっても、**補助金の増額はできません。**

事業の予算を作成する際は、費用を十分に精査してください。

Q23 イベントなどの参加者に保険をかけないといけない？

A. 市民が参加するイベントやワークショップを実施する場合は、事故などの発生に備えて**保険の加入を御検討ください。**

Q24 年度途中で事業内容を変更したいけど、どうしたらいい？

A. **変更申請書を提出していただき、承認されれば事業を変更しても大丈夫**です。イベント開催日の変更や規模縮小など、軽微な変更については変更申請書を出す必要がない場合もありますので、事前に人権・まちづくり課まで御相談ください。

Q25 補助対象事業費の中での項目間の流用は可能？

A. **予算で計上していた項目の中での少額の流用は可能**です。元々予定していなかった物品の購入や委託料の発生などは、変更申請書の提出が必要となる場合がありますので、人権・まちづくり課まで御相談ください。

Q26 補助金を全て使い切っていないけど、どうしたらいい？

A. **変更申請書にて、補助金額の変更の手続きが必要**となります。すでに、概算払で補助金を受領している場合は、**返還の手続きが必要**となります。詳しくは、人権・まちづくり課まで御相談ください。

Q27 総社の広報紙への掲載やポスターの掲示はお願いできる？

A. 可能です。市の広報紙へ事業の掲載を希望する場合は、**人権・まちづくり課まで早めに御相談ください。**掲載したい月の2ヶ月前の3日頃までに、原稿を寄稿する必要があります(例:11月号に掲載したい場合、9月3日頃までに寄稿をお願いします。)。ポスター等についても、スペースがあれば掲示可能です。お気軽に御相談ください。
なお、本事業周知のため、各事業のチラシやポスター等には「令和9年度総社市市民提案型事業」と明記してください。

応募書類記入例 (一般部門)

令和8年10月20日

総社市長 様

団体名 多文化共生を推進する会

所在地 総社市中央1-1-1

代表者 職・氏名 代表 総社 太郎

電話番号 0866-92-8242

総社市市民提案型事業申込書 (一般部門)

令和9年度総社市市民提案型事業実施事業応募要領の規定により、次のとおり関係書類を添えて提案します。

記

事業年度	令和9年度
事業名	総社の多文化共生を推進しよう！
事業費総額	576,900円(支出予算額合計)
交付希望額 (補助対象事業費)	469,000円(1,000円未満切り捨て)
添付書類	(1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)団体概要書 (4)資格要件に関する誓約書 (5)団体の定款、規約、会則 (6)団体の会員名簿及び役員名簿(任意様式) (7)申込団体の前年度活動報告書及び決算書(任意様式) (8)その他、活動概要がわかる資料(チラシ・新聞記事等) ※(5)～(8)は必須ではありませんが、可能な範囲で用意してください。 補助金の申請額を記載してください。 予算書の収入の部の【市民提案型事業補助金】と同額になります。 ※上限50万円

記入例(一般部門)

事業計画書

団体名	多文化共生を推進する会	
事業名	総社の多文化共生を推進しよう！	
事業の目的	・総社市在住外国人と日本人が交流できる機会を設けるだけでなく、同じ国籍の外国人同士の交流も深めていく。 ・言葉、文化の違いを互いに認め合い、支え合い、共存できる「多文化共生のまちづくり」に貢献する。	
事業の内容 (具体的に記入してください)	①国際交流イベントの開催 ・アジアンフェスタ(7月頃)@カミガツジプラザ 映像によるアジア各国の紹介、ステージでの民族的な踊りや歌の披露、出席者が自由に参加できるその国の昔からのゲーム遊びなど。 ・ハロウィンパーティ(11月頃)@〇〇会館 総社市及び周辺に在住する各国の人々が集まり、参加型のワークショップ(お菓子作り・お飾りの作成)を通して憩いの場を設ける。 ・インターナショナル餅つき大会(1月頃)@公会堂前広場 外国人が多く住む町内会に協力してもらい、新年の餅つき大会を開催し、日本の文化を学ぶとともに、日本人と外国人の地域のつながりを深める。	
事業のスケジュール	時期(月)	活動実施内容
	5月～6月 7月 9月～10月 11月 12月 1月 3月	アジアンフェスタの広報・準備(チラシ作成・会議開催) アジアンフェスタの開催 ハロウィンパーティの広報・準備(チラシ作成・会議開催) ハロウィンパーティの開催 町内会との打合せ(2回程度実施) インターナショナル餅つき大会の開催 取りまとめ・報告書の作成
現状の認識と課題	総社市には令和8年4月1日時点で、2,257人の外国人が住んでおり、今後も増加していくことが見込まれているが、日本人と外国人が交流できる場があまりなく、異文化理解という面において、まだまだ意識啓発が足りないように思える。日本人にとって、外国人と交流することがとても敷居が高いものと考えられていることが課題であり、また、異国の地に来た外国人が、困ったことがあれば誰かに相談できるようなまちづくりが必要だと考える。	
事業実施により期待される成果	国籍・年齢・性別関係なく、誰でも参加できる国際交流イベントを開催し、多くの人の興味を引きつけるよう工夫すれば、国際交流・同胞交流の場となる。その交流がきっかけで、お互いに理解し合い、親交も深まり、日常生活などで支え合い、困ったときに助け合える仲間が増えることが期待できる。	

可能な限り具体的に記入してください。

バックデータを集めて数値化すると分かりやすいです。

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

記入例(一般部門)

収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	内 訳
市民提案型事業補助金	①469,000	
団体負担金(例:会費等)	10,000	団体構成員 20 名×500 円(会費)
参加費	90,000	80 名×500 円×2 回+20 名×500 円(参加料)
売上高		
寄付金	7,900	協賛企業からの寄付金
合 計	②576,900	

(注)必要に応じて、項目や行の追加を行ってください。

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予算額	補助対象事業費	内 訳(補助対象事業費分)
報償費	100,000	100,000	ステージイベント謝礼 10,000 円×5 団体×2 回
人件費	37,500	37,500	ボランティアスタッフ経費 500 円×5 時間×5 人×3 回
旅費	35,720	35,700	SP ゲスト交通費 (岡山ー東京)
消耗品費	50,000	50,000	事務用品(コピー用紙・インク・模造紙・マジックなど)お箸・紙コップ・紙皿
原材料費	50,000	50,000	衣装・装飾用(布・ボタンなど)
食糧費	100,000	3,000	会議お茶代 100 円×10 人×3 回
印刷製本費	15,000	15,000	チラシ印刷代 1,000 部
燃料費	6,000	6,000	発電機用燃料
光熱水費	1,500	1,500	公会堂水道代(餅つき大会)
通信運搬費	4,200	4,000	チラシ郵送料 84 円×50 枚
手数料	1,980	1,300	保険料振込手数料 660 円×3 回
保険料	15,000	15,000	イベント保険 5,000 円×3 回
使用料・賃借料	10,000	10,000	会場費 5,000 円×2 回
委託料	80,000	80,000	音響機器委託 40,000 円×2 回
備品購入費	60,000	60,000	屋台用テント 30,000 円×2 基
その他経費	10,000	0	町内会への土産代
合 計	②576,900	①469,000	

(注)項目によっては「補助金額の〇〇」など、金額の上限が決まっています。

補助対象事業費は、1,000 円未満を切り捨てた数字を記載してください。

内訳は、金額の根拠が分かるようにできるだけ具体的に記入して、補助対象事業費となるようにしてください。

記入例（一般部門）

団 体 概 要 書（一般部門）

団 体 名	多文化共生を推進する会		
主たる事務所の所在地	〒719-1192 総社市中央1-1-1		日中連絡が取りやすい 電話番号を記載してください。
代表者氏名	総社 太郎		
連 絡 先	住 所	〒719-1126 総社市総社〇〇番地	
	電 話	0866-92-8242 ・ 090-☆☆☆☆-△△△△	
	F A X	0866-93-9479	
	E-mail	jinken-machi@city.soja.okayama.jp	
設 立 年 月	令和 7年 4月		
団 体 の 目 的	「国籍を越えた多文化共生のまちづくり」をキーワードに、多文化共生を推進し、「外国人市民との顔が見える関係づくり」を目指し、国際交流イベントを通じて聞こえてくる外国人市民の声を反映した特徴のある多文化共生事業を展開しています。		
主な活動実績	【令和7年度】 4月 多文化共生を推進する会を設立 5月 Facebook にてメンバーを募集 8月 多文化共生サマーフェスティバルの開催 カミガツジプラザにて「水遊び」をコンセプトとした国際交流イベントを開催した。		
構 成 員	20人(うち役員 5人)		
団体に対する補助金の有無	有 ・ ☒ (該当するものを○で囲んでください) (有の場合、具体的に)		

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

記入例（一般部門）

令和8年10月20日

総社市長 様

団体名 多文化共生を推進する会

所在地 総社市中央1-1-1

代表者 職・氏名 代表 総社 太郎

電話番号 0866-92-8242

資格要件に関する誓約書（一般部門）

当団体は、下記のすべてに該当します。

この誓約書が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 総社市内で事業を実施可能で、かつ、事業を完遂する見込みがあること。
- 2 5人以上で構成されていること。
- 3 代表者が明らかであること。
- 4 営利を目的としないこと。
- 5 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は、その構成員の統制下にある団体ではないこと。

団体名 多文化共生を推進する会

番号	役 職	名 前	住 所	所属等
1	代表	総社 太郎	総社市総社	〇〇ボランティアの会
2	副代表	〇〇 〇〇	総社市〇〇	〇〇町内会長
3	事務局	〇〇 〇〇	総社市〇〇	〇〇町内会 構成員
4	会計	〇〇 〇〇	総社市〇〇	□□ボランティアの会
5	監事	〇〇 〇〇	総社市〇〇	〇〇子ども会 構成員
6		〇〇 〇〇	総社市〇〇	〇〇サロン 事務局
7		〇〇 〇〇	総社市〇〇	大学生
8		.	.	
9		.	.	
10		.	.	
11		.	.	
12				
13				
14				
15				

団体の会員名簿について

- 名簿は、団体で作成されているものでも構いませんが、作成例と同様の内容を含んだ名簿にしてください。
- 構成員の住所は、大字までで結構です。
- 備考欄には所属等を記入してください。

応募書類記入例 (ジュニア部門)

令和8年 10 月 20 日

総社市長 様

団体名 そうじゃアート体験実行委員会

代表者住所 総社市中央1-1-1

代表者 職・氏名 代表 総社 太郎 (※18歳以上の方)

電話番号 0866-92-8242

総社市市民提案型事業申込書 (ジュニア部門)

令和9年度総社市市民提案型事業実施事業応募要領の規定により、次のとおり関係書類を添えて提案します。

記

事業年度	令和9年度
事業名	地域みんなでアートを楽しもう！！
事業費総額	118,000円(支出予算額合計)
交付希望額 (補助対象事業費)	98,000円(1,000円未満切り捨て)
添付書類	(1)事業計画書 (2)収支予算書 (3)団体概要書 (4)資格要件に関する誓約書 (5)その他、活動概要がわかる ※(5)は必須ではありませんが、可能な範囲で用意してください。 補助金の申請額を記載してください。 予算書の収入の部の【市民提案型事業補助金】と同額になります。 ※上限10万円

記入例(ジュニア部門)

事業計画書

団 体 名	そうじゃアート体験実行委員会	
事 業 名	地域みんなでアートを楽しもう！！	
事業の目的	アート体験をするワークショップを通じて、表現する楽しさを体験してもらい、地域の子どもから高齢者までの幅広い世代が交流できる場を作り、地域を活気づけたい。また、地域の幅広い世代が交流することで、お互いのへの思いやりの心を育みたい。	
事業の内容 (具体的に記入してください)	① アートワークショップの開催(参加者 40 名程度) 場所:〇〇会館, 参加費:500円 アートに関する技術的な手法, デザインなど外部講師の指導を受けながら開催する。参加者同士が交流できるように、幅広い世代を含めたグループに分けを行い、参加者みんなで作品を完成させてもらう。また、参加者の中からワークショップの運営ボランティアを募り、そうじゃアート体験実行委員会の構成員と協力してワークショップを盛り上げてもらう。 年齢, 身体機能, 障がいなどに考慮して道具を使えるように、絵具・クレヨン・色鉛筆, ペンなど多様なツールを準備する。 ② 事業の広報, 参加者等の募集 地域にチラシを配布, SNSで情報発信 ③ 完成作品・事業紹介の展示 完成作品を見て楽しんでもらえるように、展示を行う。 参加者の充実感や交流の実感を得てもらうとともに、広く地域の方にこの取り組みを知ってもらう。	
事業のスケジュール	時期(月)	活動実施内容
	4 月～5 月	事業の広報・準備(チラシ作成・会議開催)
	6 月	会議開催(運営ボランティアとの打ち合わせ)
	7 月	ワークショップ開催 アンケート実施・振り返り
	8 月	作品展示・事業紹介
	9 月	取りまとめ, 報告書の作成
現状の認識と課題	高齢者の孤立や、子育て世代の孤立などが問題となっているなか、地域では周りに関わりたくても、関わるきっかけが持てない人たちがいることを知った。そこで、子どもから高齢者までの幅広い世代が楽しみながら参加できるイベントを開きたいと考えてこの事業を計画した。	
事業実施により期待される成果	ワークショップを通じて、幅広い世代が一緒になって作品を完成させ、自由に表現することを楽しんだり、幅広い世代が交流することで、生きがいや元気づくりに繋がる。 また、それぞれの世代の立場から、地域でのお互いを思いやる心が育まれ、地域内で困ったときに助け合う市民の関係づくりのきっかけとなる。	

可能な限り具体的に
記入してください。

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

記入例（ジュニア部門） 収 支 予 算 書

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	内 訳
市民提案型事業補助金	①98,000	
団体負担金(例:会費等)		
参加費	20,000	40名×500 円
売上高		
寄付金		
合 計	②118,000	

(注)必要に応じて、項目や行の追加を行ってください。

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予算額	補助対象事業費	内 訳(補助対象事業費分)
報償費	10,000	10,000	講師謝礼
人件費			
旅費	1,500	1,500	講師交通費 (総社市ー岡山市)電車・バス運賃
消耗品費	4,500	4,500	事務用品(コピー用紙・インク・マジックなど), 紙コップ・紙皿
原材料費	55,000	45,000	画材道具(カンバス, 画用紙, 絵具, クレヨン, 色鉛筆など)
食糧費	22,000	12,000	会議お茶代 100 円× 5 人×2 回 100 円×15 人×2 回 講師お茶代・弁当代 1,000 円 ワークショップ茶菓子 7,000 円
印刷製本費	15,000	15,000	チラシ印刷代 1,000 部
燃料費			
光熱水費			
通信運搬費			
手数料			
保険料	5,000	5,000	イベント保険
使用料・賃借料	5,000	5,000	会場費
委託料			
備品購入費			
その他経費			
合 計	②118,000	①98,000	

内訳は、金額の根拠が分かるようにできるだけ具体的に記入して、補助対象事業費となるようにしてください。

(注)項目によっては「補助金額の 3 割」など、金額の上限が決まっているものがあります。

(注)補助対象事業費は、1,000 円未満を切り捨てた数字を記載してください。

記入例（ジュニア部門）

団 体 概 要 書（ジュニア部門）

団 体 名		そうじゃアート体験実行委員会	
代 表 者 氏 名		総社 太郎	
連 絡 先	住 所	〒719-1192 総社市中央1-1-1	
	電 話	0866-92-8242 ・ 090-☆☆☆☆-△△△△	
	F A X	0866-93-9479	
	E-mail	jinken-machi@city.soja.okayama.jp	
設 立 年 月		令和8年4月	
団 体 の 目 的		アート活動及び活動を通じて地域交流・世代間交流を図る。	
これまでの活動内容		令和8年度に放課後児童クラブでボランティア活動 小学生を対象にお絵描き教室 3回実施	
他の補助金の有無		有 ・ ☒ （該当するものを○で囲んでください） （ 有の場合、具体的に 	

日中連絡が取りやすい
電話番号を記入してく
ださい。

裏面に団体の構成員について記入してください。 ⇒

記入例（ジュニア部門）

○構成員名簿

氏名	住所	所属学校名	学年※	年齢※
総社 直太郎	総社市中央 1-1-1	〇〇〇高校	2	16
総社 花子	総社市〇〇〇	〇〇〇高校	2	16
鬼ノ城 太一	総社市〇〇〇	〇〇〇高校	2	16
国分寺 華子	総社市〇〇〇	〇〇〇高校	2	16
吉備路 道男	総社市〇〇〇	〇〇〇高校	2	16

学年・年齢は令和9年
4月1日時点のものを
記入してください。

※学年及び年齢は、事業を実施する年度の4月1日時点のものを御記入ください。

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

記入例（ジュニア部門）

令和8年10月20日

総社市長 様

団体名 そうじゃアート体験実行委員会

代表者住所 総社市中央1-1-1

代表者 職・氏名 代表 総社 太郎

電話番号 0866-92-8242

資格要件に関する誓約書（ジュニア部門）

当団体は、下記のすべてに該当します。

この誓約書が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 総社市内で事業を実施可能で、かつ、事業を完遂する見込みがあること。
- 2 3人以上で構成されていること。
- 3 代表者が明らかであること。
- 4 事業を実施する構成員とは別に18歳以上の代表者を置いていること。
- 5 営利を目的としないこと。
- 6 政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的としていないこと。
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は、その構成員の統制下にある団体ではないこと。

【参考】実績報告書 様式

年 月 日

総社市長 様

団体名

所在地（ジュニア部門は代表者住所）

代表者 職・氏名

電話番号

総社市市民提案型事業実績報告書

年 月 日付けで交付決定通知のあった総社市市民提案型事業補助金の補助事業が完了したので、総社市市民提案型事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

事業年度	年度
事業名	
交付決定金額	円(本補助金採択額)
事業費総額	円(支出決算額合計)
補助金額 (補助対象事業費)	円(1,000 円未満切り捨て)
添付書類	(1)事業報告書 (2)収支精算書 (3)補助対象事業費に係る請求書又は領収書の写し (4)実施状況の写真 (5)その他参考となる資料

(注)補助金額の欄は、交付決定金額と補助対象事業費を比べて額の少ない方を記入してください。

(注)添付書類のうち、「(3)補助対象事業費に係る請求書又は領収書の写し」については、内訳の分かるものを添付してください。

【参考】実績報告書 様式

事業報告書

事業名		
実施期間	年 月 日～ 年 月 日	
事業の目的	※事業申込書に添付の事業計画書に記入した目的を記載してください。	
実施した事業の内容	申請内容を踏まえ、実施した内容を記入してください。	
実施した事業のスケジュール	時期(月)	活動実施内容
事業の成果	事業の効果や地域・参加者の反応などについて記入してください。	
自己評価	目標に対しての達成度	%
	(理由)	
今後の課題		

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

【参考】実績報告書 様式

収 支 精 算 書

1 収入の部

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	内 訳
市民提案型事業補助金			
団体負担金			
参加費			
売上高			
寄付金			
合 計			

応募時に作成した予算額を記入してください。

事業実施後の決算額を記入してください。

(注)必要に応じて、項目や行の追加を行ってください。

2 支出の部

(単位:円)

項 目	予算額	決算額	補助対象事業費	内 訳(補助対象事業費分)
報償費				
人件費				
旅費				
消耗品費				
原材料費				
食糧費				
印刷製本費				
燃料費				
光熱水費				
通信運搬費				
手数料				
保険料				
使用料・賃借料				
委託料				
備品購入費				
その他経費				
合 計				

内訳欄が足りない場合は、別紙を添付しても構いません。

(注)項目によっては「補助金額の3割以内」など、金額の上限が決まっているものがありますので、必ず対象年度の要領でお確かめください。

(注)該当しない項目については、「0(円)」と記載してください。

(注)記入欄に書ききれない場合は、継紙を添付してください。

(注)収支決算額に差額が生じる場合は、下記へ詳細を記入してください。

交付した補助金に残金が生じたときは後日返還していただきます。

繰越金	(収入決算額)円 - (支出決算額)円 = (繰越額)円	繰越先
	円 - 円 = 円	へ繰越

令和8年度採択事業紹介

採択団体10団体！！

（一般部門9団体，ジュニア部門1団体）

【一般部門】

①

高滝山トレイルラン大会および登山道整備	
実施団体	総社トレイルラン実行委員会
事業目的	高滝山でのトレイルラン大会（練習会を含む）を開催し，トレイルラン競技の普及と地域活性化を図る。

②

交通事故0へ！ランバイクを活用した交通安全啓発事業	
実施団体	岡山ランバイク交通安全プロジェクト実行委員会
事業目的	ランバイクを活用した交通安全活動を行い，交通死亡事故0を目指す。事業を通じて親子の信頼関係を深め，親子共々笑顔があふれるまちづくりを目指す。

③

総社をもっと身近に感じるハイパーローカルメディア事業	
実施団体	岡山経済新聞団
事業目的	小学校区という身近な生活圏を単位に，地域の人・場所・出来事・歴史を丁寧に取材・編集し，ウェブメディアを通じて発信することで，住民同士が互いの存在や背景を知り，対話が生まれる土壌を育むことを目的とする。

4

清音緑と健康クラブ	
実施団体	特定非営利活動法人きよね夢てらす
事業目的	地域住民に対して、体験活動を通じてスポーツ活動・文化活動及び地域コミュニティ活動の普及・振興を図り、心身ともに健康で豊かな暮らしを送ることができる地域社会と生涯学習の推進を図る。

5

地域交流拠点「みなぎの里 大国屋」の交流事業	
実施団体	美袋駅前活性化委員会
事業目的	昭和地区の活性化交流拠点である「みなぎの里 大国屋」を運営し、地域住民の交流を深め、JR 美袋駅前に賑わいを再生する。昭和地区外の人々との交流も深め、魅力あふれるまちづくりを目指し、移住者の促進も図る。

6

「学校自主防災コンソーシアム Soja」推進事業	
実施団体	学校自主防災コンソーシアム Soja
事業目的	総社市内の中学校・義務教育学校、高等学校、大学が連携し、防災・減災活動を推進することを目的とする。地域防災組織と情報共有し、事業を通じて総社地域の効果的な防災・減災活動の推進につなげる。

7

未来へつなぐ小寺の獅子舞 ～290 年の伝統を、次の担い手とともに～	
実施団体	総社小寺古典獅子舞保存会
事業目的	小寺地区の伝統芸能「獅子舞」の地域での披露を通して、地域の方々との交流と文化の継続を行う。世代や地域の枠を超えて参加できる環境を整え、担い手の育成と地域文化の活性化を図る。

8

和太鼓を楽しもう ワークショップ	
実施団体	おにっこ太鼓
事業目的	障がいのあるおにっこ太鼓のメンバーと「和太鼓を楽しくたたく」体験をし、その交流を通じて、障がいの理解や共生につなげる。

9

地域活動団体の組織基盤強化促進事業 ～中長期計画を立てよう！～	
実施団体	公益財団法人みんなでつくる財団おかやま
事業目的	多様化・複雑化する社会課題に対して、解決・改善を図るために活動する市民団体等と、その解決・改善のために参画を望む個人・企業・団体等を結びつけることで、解決・改善のための基盤充実を図る。活動を通じて、誰もが社会課題の解決・改善に関われ、持続可能な地域社会の形成につなげる。

【 ジュニア部門 】

1

多世代交流グラウンドゴルフDAY	
実施団体	Soja Youth Summit ～きびだんごお送りします～
事業目的	総社高校と総社南高校の交流を増やし、総社市の活性化に高校生の視点から尽力し、グラウンドゴルフの大会の開催を通して、多世代交流を図る。